

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律

(平成一七年六月一日法律第五二号)

一、提案理由(平成一七年四月七日・衆議院農林水産委員会)

島村国務大臣

……………(略)……………

続きまして、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

市民農園は、都市住民等のレクリエーションに資するとともに、農業、農村に対する理解と関心を深めるものであり、農林水産省といたしましても、地方公共団体や農業協同組合による特定農地貸付けを農地法の特例とし、市民農園の開設を促進してきたところであります。

こうした中で、現在、構造改革特別区域内において、地方公共団体及び農業協同組合以外の者も、特定農地貸付けの実施により市民農園を開設できることとする特例を措置しておりますが、多様な農地利用の需要に適切に対応するため、この内容を全国において実施することとし、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、特定農地貸付けの定義の見直しであります。

地方公共団体または農業協同組合のみが特定農地貸付けを実施できるとする限定を撤廃し、これら以外の者も特定農地貸付けを実施できることとしております。

第二に、特定農地貸付けの実施方法であります。

地方公共団体及び農業協同組合以外の者が特定農地貸付けを実施する場合には、市町村等との間で農地の適切な利用を確保するための協定を締結することを要すること等としております。

以上が、これら二法案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、衆議院農林水産委員長報告(平成一七年四月二六日)

山岡賢次君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案は、構造改革特別区域において認められている市民農園の開設のための特例措置を全国展開しようとするものであります。

……………(略)……………

また、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案については、同月六日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、七日島村農林水産大臣から両法律案の提案理由の説明を聴取した後、十三日から両法律案の質疑に入り、参考人からの意見聴取、現地視察を行うなど、慎重な審査を行いました。

二十一日質疑を終局し、まず、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案について討論を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

次に、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案について採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院農林水産委員長報告（平成一七年六月三日）

中川義雄君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

……………（略）……………

次に、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案は、市民農園特区の全国展開の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して議題とし、集落営農の担い手としての位置付け、小規模農家への支援の在り方、農地リース特区を全国展開させる理由、農地所有及び耕作者主義の在り方と農地制度見直しの方向性、市民農園の農政上の位置付け等について質疑が行われ、また、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案につきましては参考人から意見を聴取いたしました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の紙委員より、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定し、また、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。